石油ガス流通合理化対策事業費補助金（石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費のうち石油ガス地域防災対応体制検討事業に係るもの）交付規程

令和８年９月２８日制定

（通則）

第１条　石油ガス流通合理化対策事業費補助金（石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費のうち石油ガス地域防災対応体制検討事業に係るもの）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「施行令」という。）、石油ガス流通合理化対策事業費補助金（石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費のうち石油ガス地域防災対応体制検討事業及び構造改善推進事業に係るもの）交付要綱（２０２６０３１９財資第２８号。以下「交付要綱」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

（目的）

第２条　この規程は、交付要綱第２４条第１項の規定に基づき、パシフィックコンサルタンツ株式会社（以下「ＰＣＫＫ」という。）が、交付要綱第２条に規定する石油ガス地域防災対応体制検討事業に要する経費の補助金の交付手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第３条　この規程で使用する用語の定義は、第１号に規定するもののほか、特に定めのない限り、交付要綱において使用する用語の例によるものとする。

（１）「石油ガス地域防災対応体制検討事業」とは、ＬＰガス販売事業者等が行う、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和５０年法律第９６号）第１４条第４項の規定による災害時石油ガス供給連携計画に基づく石油ガスの防災対応体制の検討を行う事業をいう。

（交付の対象及び補助率）

第４条　ＰＣＫＫは、石油ガス地域防災対応体制検討事業（以下「補助事業」という。）を行うＬＰガス販売事業者等（以下「補助事業者」という。）に対し、補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象としてＰＣＫＫが認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

２　補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

（交付の申請）

第５条　補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第１による交付申請書にＰＣＫＫが定める書類を添付して、ＰＣＫＫが指定する時期までに提出しなければならない。

２　申請者は前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（電子情報処理組織による申請等）

第６条　申請者は、前条第１項の規定に基づく交付の申請、第１０条の規定に基づく申請の取下げ、第１２条第１項の規定に基づく計画変更の承認申請、第１５条の規定に基づく事故の報告、第１６条の規定に基づく状況報告、第１７条第１項の規定に基づく実績報告、第１８条の規定に基づく承継に係る申請、第２０条第２項の規定に基づく支払請求、第２１条第１項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第２２条第７項の規定に基づく返還に係る報告又は第２６条第３項の規定に基づく財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、原則、電子情報処理組織を使用する方法（ＰＣＫＫにおいて別途指定するもの）により行うことができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第７条　ＰＣＫＫは、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第１項の規定に基づく通知、第１２条第２項の規定に基づく承認、第１５条の規定に基づく指示、第１６条の規定に基づく要求、第１８条の規定に基づく承認、第１９条第１項の規定に基づく通知、同条第３項の規定に基づく返還命令、同条第４項の規定に基づく納付命令（第２１条第３項の規定において準用する場合を含む。）、第２１条第２項の規定に基づく返還命令、第２２条第３項の規定に基づく取消し若しくは変更の通知、同条第４項、第５項及び第８項の規定に基づく返還等の命令、同条第６項の規定に基づく納付の通知、第２５条第４項の規定に基づく納付の通知（第２６条第５項の規定において準用する場合を含む。）又は第２６条第３項の規定に基づく承認について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。

（交付決定の通知）

第８条　ＰＣＫＫは、第５条第１項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第２による交付決定通知書を申請者に通知するものとする。なお、この場合において、ＰＣＫＫは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行うことができるものとする。

２　第５条第１項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、３０日とする。

３　ＰＣＫＫは、第５条第２項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

４　ＰＣＫＫは、第１項の通知に際して必要な条件を付することができる。

５　ＰＣＫＫは、補助金の交付が適当でないと認めるときは理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第９条　ＰＣＫＫは、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

（１）補助事業者は、法律、本規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。

（２）補助事業者は、第１０条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、速やかにＰＣＫＫに報告すべきこと。

（３）補助事業者は、第１２条第１項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめＰＣＫＫの承認を受けるべきこと。

（４）補助事業者は、補助事業を遂行するため、第三者との間で売買契約、請負契約その他の契約を締結する場合は、第１３条に従うべきこと。

（５）補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、第１５条の規定に基づき速やかにＰＣＫＫに報告し、その指示を受けるべきこと。

（６）補助事業者は、ＰＣＫＫが補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、ＰＣＫＫの指示に従うべきこと。

（７）補助事業者は、ＰＣＫＫが第２２条第１項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、これに従うべきこと。

（８）補助事業者は、ＰＣＫＫが第２２条第４項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、ＰＣＫＫが指定する期日までに返還するとともに、第２２条第５項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第２２条第８項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。

（９）補助事業者は、ＰＣＫＫが補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。

（１０）補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保提供等に供することをいう。）しようとするときは、第２６条第３項の規定に基づき、あらかじめＰＣＫＫの承認を受けるべきこと。

（１１）補助事業者は、第２５条第４項及び第２６条第５項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、ＰＣＫＫの請求に応じ、その収入の全部又は一部を納付すべきこと。

（申請の取下げ）

第１０条　補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取下げようとするときは、当該通知を受けた日

から１０日以内に、ＰＣＫＫに様式第３による取下げ届出書をもって申し出なければならない。

（補助事業の経理等）

第１１条　補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、補助事業以外の他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支を明らかにしておかなければならない。

２　補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後５年間、ＰＣＫＫの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（計画変更等の承認等）

第１２条　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第４による計画変更（等）承認申請書をＰＣＫＫに提出し、その承認を受けなければならない。

（１）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

（ア）補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

（イ）補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

（２）補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

２　ＰＣＫＫは、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

３　ＰＣＫＫは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

（契約等）

第１３条　補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

２　補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、ＰＣＫＫに届け出なければならない。

３　補助事業者は、前２項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

４　補助事業者は、第１項又は第２項の契約（契約金額１００万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、ＰＣＫＫの承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

５　ＰＣＫＫは、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者はＰＣＫＫから求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

６　第１項から第５項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請け負わせ、又は委託し、若しくは共

同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

（債権譲渡の禁止）

第１４条　補助事業者は、第８条第１項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をＰＣＫＫの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成１０年法律第１０５号）第２条第３項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

２　ＰＣＫＫが第１９条第１項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者がＰＣＫＫに対し、民法（明治２９年法律第８９号）第４６７条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成１０年法律第１０４号。以下「債権譲渡特例法」という。）第４条第２項に規定する通知又は承諾依頼を行う場合には、ＰＣＫＫは次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者がＰＣＫＫに対し、債権譲渡特例法第４条第２項に規定する通知若しくは民法第４６７条又は債権譲渡特例法第４条第２項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

（１）ＰＣＫＫは、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

（２）債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

（３）ＰＣＫＫは、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

３　第１項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、ＰＣＫＫが行う弁済の効力は、ＰＣＫＫが支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

（事故の報告）

第１５条　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第５による事故報告書をＰＣＫＫに提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第１６条　補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、ＰＣＫＫが特に必要と認めて要求したときは、様式第６による状況報告書をＰＣＫＫが要求する期日までに提出しなければならない。

（実績報告）

第１７条　補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して３０日以内又はＰＣＫＫが定める期日のいずれか早い日までに、様式第７による実績報告書

をＰＣＫＫに提出しなければならない。

２　補助事業者は、前項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、あらかじめＰＣＫＫの承認を受けなければならない。

３　補助事業者は、第１項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助事業に係る権利及び義務の承継）

第１８条　ＰＣＫＫは、相続、法人の合併又は分割等のやむを得ない事情により補助事業者（この条及び様式第８において「旧補助事業者」という。）が変更せざるを得ない場合において、その変更により事業を承継する者（この条及び様式第８において「新補助事業者」という。）が補助事業を継続して実施しようとするときは、旧補助事業者は、あらかじめＰＣＫＫに様式第８による事業承継承認申請書を提出し、承認を得ることで、補助事業に係る権利及び義務を新補助事業者へ承継することができる。

（補助金の額の確定等）

第１９条　ＰＣＫＫは、補助事業者から第１７条第１項の実績報告書を受理した場合には、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第１２条第２項の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合するかを確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第９による確定通知書を補助事業者に速やかに通知する。

２　前項によって確定される補助金の額は、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と、交付決定された補助金の額（第１２条第２項の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容の額とする。）とのうち、いずれか低い額とする。

３　ＰＣＫＫは、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

４　前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から２０日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

第２０条　ＰＣＫＫは、前条第１項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助事業者に対して補助金を支払うものとする。

２　補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第１０による精算払請求書をＰＣＫＫに提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第２１条　補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第１１による消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書により速やかにＰＣＫＫに報告しなければならない。

２　ＰＣＫＫは、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

３　第１９条第４項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

（交付決定の取消し等）

第２２条　ＰＣＫＫは、第１２条第１項第２号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、第８条第１項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

（１）補助事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づくＰＣＫＫの処分又は指示に違反した場合

（２）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（３）補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

（４）交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（５）補助事業者が、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に違反した場合

２　前項の規定は、第１９条に規定する補助金の額の確定があった後においても、適用できるものとする。

３　ＰＣＫＫは、第１項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

４　ＰＣＫＫは、第１項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

５　ＰＣＫＫは、第１項第１号から第３号又は第５号の規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずる場合に、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利１０．９５パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

６　ＰＣＫＫは、第４項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付を命ずるときは、次に掲げる事項を、速やかに補助事業者に通知するものとする。

（１）返還すべき補助金の額

（２）加算金に関する事項

（３）納付期限

７　補助事業者は、ＰＣＫＫから第４項の規定による請求を受け、当該補助金等を返還したときは、様式第１２による補助金返還報告書をもって報告しなければならない。

８　ＰＣＫＫは、補助事業者が、返還すべき補助金を第６項第３号に規定する期限までに納付しなかったときは、納付期限日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年利１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（加算金の計算）

第２３条　ＰＣＫＫは、加算金の納付を命ずる場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第２４条　ＰＣＫＫは、延滞金を徴する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

２　前条の規定は、前項の延滞金を徴する場合に準用する。

（取得財産等の管理等）

第２５条　補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

２　補助事業者は、取得財産等について、様式第１３による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

３　補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第１７条第１項に規定する実績報告書に様式第１４による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

４　ＰＣＫＫは、補助事業者が取得財産等を処分する場合、残存簿価相当額又は鑑定評価額若しくは処分により得られた収入又は見込まれる収入額の全部若しくは一部をＰＣＫＫに納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第２６条　取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価５０万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

２　取得財産等の処分を制限する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分を制限する期間（令和５年４月２６日経済産業省告示第６４号）に定める期間に準ずることとする。

３　補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第１５による財産処分承認申請書をＰＣＫＫに提出し、その承認を受けなければならない。

４　ＰＣＫＫは、前項の承認をする場合においては、必要な条件を付することができるものとする。

５　前条第４項の規定は、第３項の承認をする場合において準用する。

（情報管理及び秘密保持）

第２７条　補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

２　補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

３　本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第２８条　補助事業者は、別紙記載の「暴力団排除に関する誓約事項」について、補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（その他の必要な事項）

第２９条　ＰＣＫＫは、補助事業の実施に当たり、補助事業者から提出され、又は知り得た営業秘密について、他の用途への転用を禁止するなど、適切に管理する責務を負う。この場合、当該業務に従事する職員及びＰＣＫＫが業務契約等を締結するすべての者（第三者委員会の委員等を含む）に対して守秘義務及び情報漏えいの防止に関する契約を締結することを定める。

２　この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項はＰＣＫＫが別に定める。

附　則

この規程は、経済産業大臣の承認を受けた日（令和８年９月２８日）から施行する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

別表

補助事業の名称	補助事業			補助率
	補助対象経費の区分	事業費の内容	体制検討の内容	
石油ガス地域防災対応体制検討事業	事業費	石油ガス地域防災対応体制検討事業（事業費（設計費、設備費、工事費、システム稼働確認費その他事業を行う上で特に必要と認められる経費）等）に要する経費	中核充填所の新設	2/3以内
			中核充填所の機能拡充（自家発電設備の嵩上げ）	10/10以内
			中核充填所の機能拡充（貯蔵容量の拡充）	1/2以内
			中核充填所の設備更新（自家発電設備等の更新）	2/3以内
			オートガススタンド設備の補修	1/2以内

（様式第１）

第　　号
令和　　年　　月　　日

パシフィックコンサルタンツ株式会社
代表取締役社長執行役員　殿

申請者 住所
法人名
代表者名

令和〇〇年度石油ガス流通合理化対策事業費補助金（石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費のうち石油ガス地域防災対応体制検討事業に係るもの）交付申請書

石油ガス流通合理化対策事業費補助金（石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費のうち石油ガス地域防災対応体制検討事業に係るもの）交付規程（以下「交付規程」という。）第５条第１項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、石油ガス流通合理化対策事業費補助金（石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費のうち石油ガス地域防災対応体制検討事業及び構造改善推進事業に係るもの）交付要綱（２０２６０３１９財資第２８号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

１．補助事業の内容等

（１）補助事業の内容

災害時石油ガス供給連携計画に基づく、石油ガスの防災対応体制の検討として、以下の①から⑤までのいずれかの事業を実施します。（□にチェックマーク（☑マーク）を付しております）

□①中核充填所の新設	□④中核充填所の設備更新（自家発電設備等の更新）
□②中核充填所の機能拡充（自家発電設備の嵩上げ）	
□③中核充填所の機能拡充（貯蔵容量の拡充）	□⑤オートガススタンド設備の補修

（２）上記（１）①を選択した場合（新設の住所、新設する設備情報等、関係工事の予定時期）

新設の住所	
新設する設備情報等	
関係工事の予定時期	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までを予定 （４．の事業期間の範囲内となります）

（３）上記（１）②を選択した場合（既存の中核充填所の住所、嵩上げする高さの情報等、関係工事の

予定時期）

既存充填所の住所	
嵩上げする高さの情報等	
関係工事の予定時期	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までを予定 （４．の事業期間の範囲内となります）

（４）上記（１）③を選択した場合（既存の中核充填所の住所、既存の貯蔵容量から拡充する貯蔵容量の情報等、関係工事の予定時期）

既存充填所の住所	
拡充する貯蔵容量の情報等	
関係工事の予定時期	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までを予定 （４．の事業期間の範囲内となります）

（５）上記（１）④を選択した場合（既存の中核充填所の住所、更新する設備（衛星電話等、自家発電設備等）の情報等、関係工事の予定時期）

既存充填所の住所	
更新する設備の情報等	
関係工事の予定時期	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までを予定 （４．の事業期間の範囲内となります）

（６）上記（１）⑤を選択した場合（既存のオートガススタンドの住所、補修する設備（送液・加圧設備、充填設備、管理・運営設備、等）の情報等、関係工事の予定時期）

既存スタンド住所	
補修する設備の情報等	
関係工事の予定時期	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までを予定 （４．の事業期間の範囲内となります）

２．補助金交付申請額等

（１）補助事業に要する経費　　円

（２）補助対象経費　　円

（３）補助金交付申請額　　円

３．補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

（別紙１による。）

４．補助事業の開始及び完了予定年月日

（１）開 始 年 月 日　　交　付　決　定　年　月　日

（２）完了予定年月日　　令和　　年　　月　　日

（注）申請書には、次の事項を記載した書面を添付すること。

（１）代表申請者及び全共同申請者の役員名簿（別紙２）

（２）その他パシフィックコンサルタンツ株式会社が指示する書面等

（別紙１）

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

（単位：円）

体制検討の内容及び事業費の内容		補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
中核充填所の新設	設計費			2/3以内	
	設備費				
	工事費				
	システム稼働確認費				
	その他経費				
	計				
中核充填所の機能拡充（自家発電設備の嵩上げ）	設計費			10/10以内	
	設備費				
	工事費				
	システム稼働確認費				
	その他経費				
	計				
中核充填所の機能拡充（貯蔵容量の拡充）	設計費			1/2以内	
	設備費				
	工事費				
	システム稼働確認費				
	その他経費				
	計				
中核充填所の設備更新（自家発電設備等の更新）	設計費			2/3以内	
	設備費				
	工事費				
	システム稼働確認費				
	その他経費				
	計				
オートガススタンド設備の補修	設計費			1/2以内	
	設備費				
	工事費				
	システム稼働確認費				
	その他経費				
	計				
合計					

（注）（１）補助事業に要する経費、補助対象経費、補助金の額には消費税相当分の金額は含まないこと。
（２）共同申請の共同申請者との配分額が分かる書面を添付すること。（別添）
（３）補助金の額は1,000円未満切り捨てとする。

【本交付申請書に係る質問等連絡先及び担当者名】

担当部署及び役職	担当者名	①電話番号及び②電子メールアドレス
		(①) (②)

（別添）

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（申請者別）

（単位：円）

【代表申請者名：　　】

体制検討の内容及び事業費の内容		補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
中核充填所の新設	設計費			2/3以内	
	設備費				
	工事費				
	システム稼働確認費				
	その他経費				
	計				
中核充填所の機能拡充（自家発電設備の嵩上げ）	設計費			10/10以内	
	設備費				
	工事費				
	システム稼働確認費				
	その他経費				
	計				
中核充填所の機能拡充（貯蔵容量の拡充）	設計費			1/2以内	
	設備費				
	工事費				
	システム稼働確認費				
	その他経費				
	計				
中核充填所の設備更新（自家発電設備等の更新）	設計費			2/3以内	
	設備費				
	工事費				
	システム稼働確認費				
	その他経費				
	計				
オートガススタンド設備の補修	設計費			1/2以内	
	設備費				
	工事費				
	システム稼働確認費				
	その他経費				
	計				
合計					

（注）（１）補助事業に要する経費、補助対象経費、補助金の額には消費税相当分の金額は含まないこと。
（２）補助金の額は1,000円未満切り捨てとする。

（単位：円）

【共同申請者名：　　】

体制検討の内容及び事業費の内容		補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
中核充填所の新設	設計費			2/3以内	
	設備費				
	工事費				
	システム稼働確認費				
	その他経費				
	計				
中核充填所の機能拡充（自家発電設備の嵩上げ）	設計費			10/10以内	
	設備費				
	工事費				
	システム稼働確認費				
	その他経費				
	計				
中核充填所の機能拡充（貯蔵容量の拡充）	設計費			1/2以内	
	設備費				
	工事費				
	システム稼働確認費				
	その他経費				
	計				
中核充填所の設備更新（自家発電設備等の更新）	設計費			2/3以内	
	設備費				
	工事費				
	システム稼働確認費				
	その他経費				
	計				
オートガススタンド設備の補修	設計費			1/2以内	
	設備費				
	工事費				
	システム稼働確認費				
	その他経費				
	計				
合計					

（注）（1）補助事業に要する経費、補助対象経費、補助金の額には消費税相当分の金額は含まないこと。
（2）補助金の額は1,000円未満切り捨てとする。
（3）共同申請者が複数いる場合は、それぞれ全員分を作成すること。

（別紙２）

令和　　年　　月　　日

役員名簿

法人名

役職名 （全角）	氏名　漢字（全角） 例）総研 太郎	氏名　カナ（全角） 例）ソウケン タロウ	生年月日（全角）				性別 （全角） 男性 M 女性 F
			和暦	年	月	日	

（注）役員名簿については、氏名カナ（全角、姓と名の間も全角で１マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で１マス空け）、生年月日（全角で大正はＴ、昭和はＳ、平成はH、数字は２桁全角）、性別（全角で男性はM、女性はＦ）、法人名（個人事業主の場合は商号・屋号等）及び役職名を記載する（上記記載例参照）。

また、外国人については、氏名漢字欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

（様式第２）

第　　号
令和　　年　　月　　日

法人にあっては名称
及び代表者の氏名　殿

パシフィックコンサルタンツ株式会社
代表取締役社長執行役員　名

令和〇〇年度石油ガス流通合理化対策事業費補助金（石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費のうち石油ガス地域防災対応体制検討事業に係るもの）交付決定通知書

下記１番の交付申請書をもって申請のありました上記補助金については、石油ガス流通合理化対策事業費補助金（石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費のうち石油ガス地域防災対応体制検討事業に係るもの）交付規程（以下「交付規程」という。）第８条第１項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

１．補助金の交付の対象となる事業の内容は、次の令和〇〇年度石油ガス流通合理化対策事業費補助金（石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費のうち石油ガス地域防災対応体制検討事業に係るもの）交付申請書（以下「交付申請書」という。）に記載のとおりとします。

交付申請日	令和　　年　　月　　日
文書番号	第　　号
補助事業（体制検討の内容）の名称	

２．補助金の交付に係る交付決定番号、補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。
交付決定番号　　第　　号

（単位：円）

補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

３．補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。

４．補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。

５．補助事業者は、以下の交付条件に従って補助事業を実施しなければなりません。

（１）補助事業者は、法律、本規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。

（２）補助事業者は、第１０条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、速やかにパシフィックコンサルタンツ株式会社（以下「ＰＣＫＫ」という。）に報告すべきこと。

（３）補助事業者は、第１２条第１項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめＰＣＫＫの承認を受けるべきこと。

（４）補助事業者は、補助事業を遂行するため、第三者との間で売買契約、請負契約その他の契約を締結する場合は、第１３条に従うべきこと。

（５）補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、第１５条の規定に基づき速やかにＰＣＫＫに報告し、その指示を受けるべきこと。

（６）補助事業者は、ＰＣＫＫが補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、ＰＣＫＫの指示に従うべきこと。

（７）補助事業者は、ＰＣＫＫが第２２条第１項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、これに従うべきこと。

（８）補助事業者は、ＰＣＫＫが第２２条第４項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、ＰＣＫＫが指定する期日までに返還するとともに、第２２条第５項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第２２条第８項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。

（９）補助事業者は、ＰＣＫＫが補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。

（１０）補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保提供等に供することをいう。）しようとするときは、第２６条第３項の規定に基づき、あらかじめＰＣＫＫの承認を受けるべきこと。

（１１）補助事業者は、第２５条第４項及び第２６条第５項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、ＰＣＫＫの請求に応じ、その収入の全部又は一部を納付すべきこと。

６．補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、石油ガス流通合理化対策事業費補助金（石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費のうち石油ガス地域防災対応体制検討事業及び構造改善推進事業

に係るもの）交付要綱（２０２６０３１９財資第２８号）及び交付規程の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

（１）適正化法第１７条第１項若しくは第２項の規定による交付決定の取消し、第１８条第１項の規定による補助金等の返還又は第１９条第１項の規定による加算金の納付等

（２）適正化法第２９条から第３２条までの規定による罰則

（３）相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

（４）経済産業省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。

（５）補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

７．補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

８．その他、ＰＣＫＫの付した条件を遵守しなければなりません。

パシフィックコンサルタンツ株式会社
責任者：
担当者：
電話：

（様式第３）

第　　号
令和　　年　　月　　日

パシフィックコンサルタンツ株式会社
代表取締役社長執行役員　殿

補助事業者　住所
法人名
代表者名

令和〇〇年度石油ガス流通合理化対策事業費補助金（石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費のうち石油ガス地域防災対応体制検討事業に係るもの）取下げ届出書

石油ガス流通合理化対策事業費補助金（石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費のうち石油ガス地域防災対応体制検討事業に係るもの）交付規程第１０条の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

１．交付決定番号及び交付決定通知日

交付決定番号　　第　　号
交付決定通知日　　令和　　年　　月　　日

２．交付の申請の取下げ理由

３．取下げる交付の申請に係る補助対象経費等

補助対象経費　　金　　円
補助金の額　　金　　円

【本取下げ届出に係る連絡先】

担当部署及び役職	担当者名	①電話番号及び②電子メールアドレス
		(①) (②)

（様式第４）

第　　号
令和　　年　　月　　日

パシフィックコンサルタンツ株式会社
代表取締役社長執行役員　殿

補助事業者　住所
法人名
代表者名

令和○○年度石油ガス流通合理化対策事業費補助金（石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費のうち石油ガス地域防災対応体制検討事業に係るもの）計画変更（等）承認申請書

石油ガス流通合理化対策事業費補助金（石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費のうち石油ガス地域防災対応体制検討事業に係るもの）交付規程第１２条第１項の規定に基づき、計画変更（等）について下記のとおり申請します。

記

１．交付決定番号及び交付決定通知日
交付決定番号　　第　　号
交付決定通知日　　令和　　年　　月　　日

２．変更の内容

３．変更を必要とする理由及び変更が補助事業に及ぼす影響

４．変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
（別紙１による。申請者別の内訳については、別紙２による。）

５．同上の算出基礎

【本補助事業計画変更（等）承認申請に係る連絡先】

担当部署及び役職	担当者名	①電話番号及び②電子メールアドレス
		(①) (②)

（別紙１）

変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

（単位：円）

体制検討の内容（※）及び事業費の内容		補助事業に要する経費		
		計画変更前の額	変更差額	計画変更後の額
※	設計費			
	設備費			
	工事費			
	システム稼働確認費			
	その他経費			
	計			
合　計				

（単位：円）

	補助対象経費			補助率	補助金の額		
	計画変更前の額	変更差額	計画変更後の額		計画変更前の額	変更差額	計画変更後の額
設計費				※			
設備費							
工事費							
システム稼働確認費							
その他経費							
計							
合計							

（注）（１）補助事業に要する経費、補助対象経費、補助金の額には消費税相当分の金額は含まないこと。
（２）補助金の額は 1,000 円未満切り捨てとする。

※体制検討の内容と補助率は、以下より選択して枠内に記載すること

１）中核充填所の新設　　補助率：2/3以内
２）中核充填所の機能拡充（自家発電設備の嵩上げ）　　補助率：10/10以内
３）中核充填所の機能拡充（貯蔵容量の拡充）　　補助率：1/2以内
４）中核充填所の設備更新（自家発電設備等の更新）　　補助率：2/3以内
５）オートガススタンド設備の補修　　補助率：1/2 以内

（別紙２）

変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（申請者別）

（単位：円）

【代表申請者名：　　】

体制検討の内容（※）及び事業費の内容		補助事業に要する経費		
		計画変更前の額	変更差額	計画変更後の額
※	設計費			
	設備費			
	工事費			
	システム稼働確認費			
	その他経費			
	計			
合　計				

（単位：円）

	補助対象経費			補助率	補助金の額		
	計画変更前の額	変更差額	計画変更後の額		計画変更前の額	変更差額	計画変更後の額
設計費				※			
設備費							
工事費							
システム稼働確認費							
その他経費							
計							
合計							

（注）（１）補助事業に要する経費、補助対象経費、補助金の額には消費税相当分の金額は含まないこと。
（２）補助金の額は 1,000 円未満切り捨てとする。

※体制検討の内容と補助率は、以下より選択して枠内に記載すること

１）中核充填所の新設　　補助率：2/3以内
２）中核充填所の機能拡充（自家発電設備の嵩上げ）　　補助率：10/10以内
３）中核充填所の機能拡充（貯蔵容量の拡充）　　補助率：1/2以内
４）中核充填所の設備更新（自家発電設備等の更新）　　補助率：2/3以内
５）オートガススタンド設備の補修　　補助率：1/2 以内

（単位：円）

【共同申請者名：　　】

体制検討の内容（※）及び事業費の内容		補助事業に要する経費		
		計画変更前の額	変更差額	計画変更後の額
※	設計費			
	設備費			
	工事費			
	システム稼働確認費			
	その他経費			
	計			
合　計				

（単位：円）

	補助対象経費			補助率	補助金の額		
	計画変更前の額	変更差額	計画変更後の額		計画変更前の額	変更差額	計画変更後の額
設計費				※			
設備費							
工事費							
システム稼働確認費							
その他経費							
計							
合計							

（注）（1）補助事業に要する経費、補助対象経費、補助金の額には消費税相当分の金額は含まないこと。
（2）補助金の額は 1,000 円未満切り捨てとする。
（3）共同申請者が複数いる場合は、それぞれ全員分を作成すること。

※体制検討の内容と補助率は、以下より選択して枠内に記載すること

1）中核充填所の新設　　補助率：2/3以内
2）中核充填所の機能拡充（自家発電設備の嵩上げ）　　補助率：10/10以内
3）中核充填所の機能拡充（貯蔵容量の拡充）　　補助率：1/2以内
4）中核充填所の設備更新（自家発電設備等の更新）　　補助率：2/3以内
5）オートガススタンド設備の補修　　補助率：1/2 以内

（様式第５）

第　　号
令和　　年　　月　　日

パシフィックコンサルタンツ株式会社
代表取締役社長執行役員　殿

補助事業者　住所
法人名
代表者名

令和〇〇年度石油ガス流通合理化対策事業費補助金（石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費のうち石油ガス地域防災対応体制検討事業に係るもの）事故報告書

石油ガス流通合理化対策事業費補助金（石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費のうち石油ガス地域防災対応体制検討事業に係るもの）交付規程第１５条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

１．交付決定番号及び交付決定通知日
交付決定番号　　第　　号
交付決定通知日　　令和　　年　　月　　日

２．事故の原因及び内容

３．事故に係る金額　　金　　円

４．事故に対して採った措置

５．事故が補助事業に及ぼす影響

６．補助事業の遂行及び完了予定日
（添付書面等）事故の内容等が確認できる書面等

【本補助事業事故報告に係る連絡先】

担当部署及び役職	担当者名	①電話番号及び②電子メールアドレス
		(①) (②)

（様式第６）

第　　号
令和　　年　　月　　日

パシフィックコンサルタンツ株式会社
代表取締役社長執行役員　殿

補助事業者　住所
法人名
代表者名

令和〇〇年度石油ガス流通合理化対策事業費補助金（石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費のうち石油ガス地域防災対応体制検討事業に係るもの）状況報告書

石油ガス流通合理化対策事業費補助金（石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費のうち石油ガス地域防災対応体制検討事業に係るもの）交付規程第１６条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．交付決定番号及び交付決定通知日

交付決定番号　　第　　号
交付決定通知日　　令和　　年　　月　　日

２．補助事業の遂行状況

３．補助対象経費の区分別収支概要

（単位：円）

補助対象経費の区分	補助対象経費		
	交付決定額	実績額 （年月日～年月日）	支出見込額 （年月日～年月日）
事業費			

【本補助事業状況報告に係る連絡先】

担当部署及び役職	担当者名	①電話番号及び②電子メールアドレス
		(①) (②)

（様式第７）

第　　号
令和　　年　　月　　日

パシフィックコンサルタンツ株式会社
代表取締役社長執行役員　殿

補助事業者　住所
法人名
代表者名

令和○○年度石油ガス流通合理化対策事業費補助金（石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費のうち石油ガス地域防災対応体制検討事業に係るもの）実績報告書

石油ガス流通合理化対策事業費補助金（石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費のうち石油ガス地域防災対応体制検討事業に係るもの）交付規程第１７条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．実施した補助事業
補助事業の報告　成果報告書（重点的に実施した事項及び補助事業の効果等）による
（注）成果報告書は、パシフィックコンサルタンツ株式会社（以下「ＰＣＫＫ」という。）が別途指示するものを使用すること。

２．補助金の交付決定番号、交付決定通知日及び交付決定額
（１）交付決定番号　第　　号
（２）交付決定通知日　令和　　年　　月　　日
（３）補助金の交付決定額　金　　円

３．補助対象経費の実績額の総額及び事業完了年月日
（１）補助対象経費の実績額の総額　金　　円
（２）事業完了年月日　令和　　年　　月　　日

４．補助事業の収支決算（別紙による。申請者別の内訳については、別紙に準じて作成する。）
（注）実績報告書には、次の書面等を添付すること。
（１）支払領収証書（写し）
（２）その他ＰＣＫＫが指示する書面等

【本補助事業実績報告に係る連絡先】

担当部署及び役職	担当者名	①電話番号及び②電子メールアドレス
		(①) (②)

（別紙）

（１）収　　入　　（単位：円）

項　　目	金　　額
自己資金 補助金充当額	
合　　計	

（２）支　　出

（イ）総括表　　（単位：円）

体制検討の内容(※)	補助事業に要した経費		補助対象経費				補助金充当額		
	計画額	実績額	計画額	流用額	流用後額	実績額	交付決定額	流用後交付決定額	実績額
※									
合　　計									

（注１）当該年度に財産を取得しているときは、交付規程第２５条第３項の規定に基づき、様式第１４による取得財産等管理明細表を添付することとする。

（注２）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

※体制検討の内容は、以下より選択して枠内に記載すること

１）中核充填所の新設

２）中核充填所の機能拡充（自家発電設備の嵩上げ）

３）中核充填所の機能拡充（貯蔵容量の拡充）

４）中核充填所の設備更新（自家発電設備等の更新）

５）オートガススタンド設備の補修

（ロ）経費の内訳

（単位：円）

体制検討の内容（※）及び事業費の内容		決算額（支出）			
		補助事業に要した経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
※	設計費			※	
	設備費				
	工事費				
	システム稼働確認費				
	その他経費				
	計				
合　計					

（注１）補助金の額は 1,000 円未満切り捨てとする。
（注２）決算額（支出）したことが分かる証憑類などを添付すること。

※以下より、体制検討の内容の枠内には手前の数字を、補助率の枠内には補助率を記載すること

１）中核充填所の新設　補助率：2/3以内
２）中核充填所の機能拡充（自家発電設備の嵩上げ）　補助率：10/10以内
３）中核充填所の機能拡充（貯蔵容量の拡充）　補助率：1/2以内
４）中核充填所の設備更新（自家発電設備等の更新）　補助率：2/3以内
５）オートガススタンド設備の補修　補助率：1/2 以内

（様式第８）

第　　号
令和　　年　　月　　日

パシフィックコンサルタンツ株式会社
代表取締役社長執行役員　殿

補助事業者　住所
法人名
代表者名

令和〇〇年度石油ガス流通合理化対策事業費補助金（石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費のうち石油ガス地域防災対応体制検討事業に係るもの）事業承継承認申請書

石油ガス流通合理化対策事業費補助金（石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費のうち石油ガス地域防災対応体制検討事業に係るもの）交付規程第１８条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．旧補助事業者の住所及び事業者名

２．新補助事業者の住所及び事業者名

３．補助事業の権利及び義務を承継する理由

４．交付決定番号及び交付決定通知日
交付決定番号　第　　号
交付決定通知日　令和　　年　　月　　日

５．交付決定通知書に記載された補助金の額
金　　円

（注）承継に当たっては、承継に関する当事者の契約書の写し、新補助事業者の経歴及び状況を示す事業概要書及び承継する補助事業の責任ある遂行に関する新補助事業者の誓約書を添付すること。

【本補助事業承継承認申請に係る連絡先】

担当部署及び役職	担当者名	①電話番号及び②電子メールアドレス
		(①) (②)

（様式第９）

第　　号
令和　　年　　月　　日

法人にあっては名称
及び代表者の氏名　殿

パシフィックコンサルタンツ株式会社
代表取締役社長執行役員　名

令和〇〇年度石油ガス流通合理化対策事業費補助金（石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費のうち石油ガス地域防災対応体制検討事業に係るもの）確定通知書

令和〇年〇月〇日付け第〇〇〇号をもって提出がありました実績報告書について、石油ガス流通合理化対策事業費補助金（石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費のうち石油ガス地域防災対応体制検討事業に係るもの）交付規程（以下「交付規程」という。）第１９条第１項の規定に基づき、その内容を審査した結果、補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

１．補助金の額の確定の対象となる事業の交付決定番号及び交付決定通知日

交付決定番号　　第　　号
交付決定通知日　　令和　　年　　月　　日

２．補助金の額　　金　　円

３．補助事業者は、交付規程第２０条第２項の規定に基づき、様式第１０による精算払請求書に本通知書による補助金の額等を記載し、ＰＣＫＫへ速やかに請求しなければならない。

（様式第１０）

第　　号
令和　　年　　月　　日

パシフィックコンサルタンツ株式会社
代表取締役社長執行役員　殿

補助事業者　住所
法人名
代表者名

令和〇〇年度石油ガス流通合理化対策事業費補助金（石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費のうち石油ガス地域防災対応体制検討事業に係るもの）精算払請求書

石油ガス流通合理化対策事業費補助金（石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費のうち石油ガス地域防災対応体制検討事業に係るもの）交付規程第２０条第２項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

１．確定通知書の確定通知番号及び確定通知日
確定通知番号　　第　　号
確定通知日　　令和　　年　　月　　日

２．精算払請求金額　金　　円

３．振込先

(フリガナ) 預金の名義			
金融機関名		支店名	
銀行ｺｰﾄﾞ		支店ｺｰﾄﾞ	
預金の種別		口座番号	

【本精算払請求に係る連絡先】

担当部署及び役職	担当者名	①電話番号及び②電子メールアドレス
		(①) (②)

（様式第１１）

第　　号
令和　　年　　月　　日

パシフィックコンサルタンツ株式会社
代表取締役社長執行役員　殿

補助事業者　住所
法人名
代表者名

令和○○年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

石油ガス流通合理化対策事業費補助金（石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費のうち石油ガス地域防災対応体制検討事業に係るもの）交付規程（以下「交付規程」という。）第２１条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．補助金額（交付規程第１９条第１項による額の確定額）　円

２．補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額　円

３．消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額　円

４．補助金返還相当額（３．－２．）　円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

【本消費税額等の確定に伴う報告に係る連絡先】

担当部署及び役職	担当者名	①電話番号及び②電子メールアドレス
		(①) (②)

（様式第１２）

第　　号
令和　　年　　月　　日

パシフィックコンサルタンツ株式会社
代表取締役社長執行役員　殿

補助事業者　住所
法人名
代表者名

令和〇〇年度石油ガス流通合理化対策事業費補助金（石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費のうち石油ガス地域防災対応体制検討事業に係るもの）補助金返還報告書

石油ガス流通合理化対策事業費補助金（石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費のうち石油ガス地域防災対応体制検討事業に係るもの）交付規程第２２条第７項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．確定通知書の確定通知番号及び確定通知日
確定通知番号　　第　　号
確 定 通 知 日　　令和　　年　　月　　日

２．既に交付を受けている補助金の額　　金　　円

３．返還請求された金額及び請求年月日
返還請求された金額　　金　　円
請　求　年　月　日　　令和　　年　　月　　日

４．返還金等及び返還年月日
（１）返還金　　金　　円
（２）加算金　　金　　円
（３）返還年月日　　令和　　年　　月　　日

【本返還請求に係る連絡先】

担当部署及び役職	担当者名	①電話番号及び②電子メールアドレス
		(①) (②)

（様式第１３）

取得財産等管理台帳
（令和〇〇年度石油ガス地域防災対応体制検討事業に係るもの）

交付決定番号　　第　　号

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

（注）

（１）対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第２６条第１項に定める処分制限額以上の財産とする。

（２）財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドツク、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。

（３）数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

（４）取得年月日は、検収年月日を記載すること。

（５）処分制限期間は、本交付規程第２６条第２項に定める期間を記載すること。

（様式第１４）

取得財産等管理明細表
（令和〇〇年度石油ガス地域防災対応体制検討事業に係るもの）

交付決定番号　　第　　号

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

（注）

（１）対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第２６条第１項に定める処分制限額以上の財産とする。

（２）財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドツク、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。

（３）数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

（４）取得年月日は、検収年月日を記載すること。

（５）処分制限期間は、本交付規程第２６条第２項に定める期間を記載すること。

（様式第１５）

第　　号
令和　　年　　月　　日

パシフィックコンサルタンツ株式会社
代表取締役社長執行役員　殿

補助事業者　住所
法人名
代表者名

令和〇〇年度石油ガス流通合理化対策事業費補助金（石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費のうち石油ガス地域防災対応体制検討事業に係るもの）財産処分承認申請書

石油ガス流通合理化対策事業費補助金（石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費のうち石油ガス地域防災対応体制検討事業に係るもの）交付規程第２６条第３項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．交付決定番号及び交付決定通知日
交付決定番号　　第　　号
交付決定通知日　　令和　　年　　月　　日

２．処分しようとする財産及び理由

財産の名称	財産名 （仕様）	数量	処分の方法 （注１）	処分の理由	備考 （処分の時期等）

３．相手方（住所、氏名、使用の場所及び流用の目的）

４．処分の条件（注２）

（注１）処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。
（注２）売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の相手方のある場合は、それぞれの相手方及び条件について記載する。また、取得財産が共有の場合は、備考に共有相手先及び共有比率を記載すること。

【本補助事業財産処分承認申請に係る連絡先】

担当部署及び役職	担当者名	①電話番号及び②電子メールアドレス
		(①) (②)